

公益社団法人信和会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、公益社団法人信和会と称する。

(事業所)

第2条 本法人は事務所を、京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は公益性を貫き、公共の為の診療所又は病院、高齢者の医療の確保に関する法律および健康保険法、介護保険法による訪問看護ステーション、老人福祉法による老人介護支援センター、京都市の委託を受けて行う地域包括支援センター、介護老人保健施設、その他社会福祉施設を開設し、医療・介護・福祉の発展普及を基盤として、公衆衛生の向上、高齢者の福祉の増進、地域社会の健全な発展を目的に、国民の命と健康を守り、安心して暮らせる地域社会を実現するための事業を行う。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の医療の充実、普及に関する事業
- (2) 保健、予防に関する事業
- (3) 公衆衛生の啓発、指導に関する事業
- (4) 医療技術者養成に関する事業
- (5) 介護福祉の推進、発展に関する事業
- (6) 地域住民の環境衛生、保健福祉、労働条件、健康破壊等に関する各種の調査研究
- (7) 救急医療に関する事業
- (8) 在宅支援医療に関する事業
- (9) 無料低額診療に関する事業
- (10) 老人福祉施設に関する事業
- (11) 生活困窮者への支援に関する事業
- (12) その他目的達成に必要な事業

(開設施設)

第5条 本法人の開設する医療機関及びその他の施設の名称と開設場所は次の通りとする。

公益社団法人 信和会 京都民医連第二中央病院

京都市左京区田中飛鳥井町89番地

公益社団法人 信和会 東山診療所

京都市東山区今熊野宝蔵町43番地

公益社団法人 信和会 川端診療所

京都市左京区川端通り夷川上ル新生州町100番地

公益社団法人 信和会 京都民医連洛北診療所

京都市左京区岩倉忠在地町529番地

公益社団法人 信和会 京都民医連あすかい診療所

京都市左京区田中飛鳥井町43番地の7

公益社団法人 信和会 大宅診療所

京都市山科区大宅早稲ノ内町2番地

公益社団法人 信和会 田中デイサービスセンター

京都市左京区田中玄京町106番地の2

公益社団法人 信和会 訪問看護ステーションたんぼぼ

京都市左京区田中玄京町106番地の2

公益社団法人 信和会 訪問看護ステーションたんぼぼ

併設訪問ヘルパーステーションこでまり

京都市左京区田中玄京町106番地の2

公益社団法人 信和会 ケアプランセンター飛鳥井

京都市左京区田中玄京町106番地の2

公益社団法人 信和会 訪問看護ステーションどんぐり

京都市東山区今熊野柳の森町7番地14

公益社団法人 信和会 訪問看護ステーションどんぐり

併設訪問ヘルパーステーションくるみ

京都市東山区今熊野柳の森町7番地14

公益社団法人 信和会 高原デイサービスセンター

京都市左京区田中高原町26番地

公益社団法人 信和会 泉涌寺湯デイサービスセンター

京都市東山区泉涌寺東林町20番地16

京都市左京南地域包括支援センター

京都市左京区川端通り夷川上る新生州町97
公益社団法人 信和会 介護老人保健施設茶山のさと
京都市左京区田中上大久保町15番地
公益社団法人 信和会 川端鍼灸治療院
京都市左京区冷泉通川端東入中川町188
公益社団法人 信和会 訪問看護ステーションひまわり
京都市山科区小野西浦68-8 レジデンス 1階奥
公益社団法人 信和会 京都民医連あすかい診療所歯科
京都市左京区田中飛鳥井町43番地の7
公益社団法人 信和会 京都民医連あすかい診療所
併設京都民医連あすかい診療所歯科
京都市左京区田中飛鳥井町43番地の7
公益社団法人 信和会 ヘルパーステーションとまと
京都市山科区小野西浦68-8 レジデンス 1階奥
公益社団法人 信和会 ケアプランセンター虹
京都市山科区小野西浦68-8 レジデンス 1階奥

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 本法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 本法人の社員は、本法人の目的と事業に賛同する者で、理事会で承認された者とする。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至つたときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の設定及び変更
- (7) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (8) 収支予算及び決算
- (9) 剰余金又は損失の処理
- (10) 借入限度額の最高限度額
- (11) 解散及び残余財産の処分
- (12) 他の法人との合併及びその契約の締結
- (13) 社員総会の議事についての細則
- (14) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度1回、6月に開催するほか、必要がある場合には臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき

理事長が招集する。このとき、1週間前までに会議の目的、日時、場所を記載し、社員に通知しなければならない。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長がこの任に当たれないときは、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 基本財産の設定及び変更
 - (6) 他の法人との合併及びその契約の締結
 - (7) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び議事録署名人(2名以内)は、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 この定款に定める以外、社員総会の運営細則は社員総会で定める。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上 25名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事会の議決により、理事長1名、副理事長2名以内、専務理事1名、常務理事若干名を置く。
 - 3 理事長は本法人を代表し、業務を統理する。
 - 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 5 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 6 常務理事は専務理事を補佐し、担当業務を執行する。理事長、副理事長及び専務理事に事故あるとき又は理事長、副理事長及び専務理事が欠けたときは、理事会であらかじめ定められた順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 7 3項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務を執行する理事は、理事会の決議により理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人の業務を処理し、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務を執行する理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担する。
- 3 理事長及び業務を執行する理事は、2箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行及び法人の財産の状況を監査し、法令で定める

ところにより、監査報告を作成する。

- 2 理事の業務の執行又は財産の状況について、法令、定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、理事会に報告するものとする。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 全ての理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第26条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務を執行する理事の選定及び解職
- (4) 理事会の運営細則を定める事

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集し、理事長が議長を務める。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。このとき、議長は出席理事の中から選出する。
- 3 理事会の招集の通知は、1週間前までに会議の目的事項、日時、場所を記載し、理事長がこれを記名した書面で、理事及び監事に通知しなければならない。

(開催)

第29条 理事会は定例を原則と隔月に開催し、必要に応じて臨時に開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもっての請求があったとき。
 - (3) 理事長は、前項第2号に該当する請求のあった日から5日以内に通知し、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の3分の2以上をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - (1) 社員総会に付議すべき事項
 - (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第32条 この法人の基本財産は理事会で定めることができる。

- 2 前項の財産は、本法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要

する。

- 3 資産のうち、現金は確実な金融機関又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に保管するものとする。

(基金)

第33条 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるところにより、基金を引き受ける者（以下「引受人」という）の募集をすることができる。

- 2 本法人に基金を拠出した引受人は、本法人が解散した場合を除き、拠出した基金の返還を受けることができない。
- 3 返還する基金の総額、返還する時期及び場所等の基金返還の手続きは、社員総会で決議する。

(事業年度)

第34条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、社員総会に提出しその承認を受けなければならない。
- 3 前項の書類について、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本法人の事業年度及び決算について、毎事業年度終了後2カ月以内に、理事長がこの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類について、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する

ものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監査の名簿
 - (3) 理事及び監査の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 本法人が行う、その事業年度の年間の資金借入については、短期借入金を除き、社員総会において過半数の議決を経て行う。

(公益目的取得財産額の算定)

第37条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款の変更は、社員総会の議決（総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上）を経て行う。

(解散)

第39条 本法人は、社員総会の議決（総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上）その他法令で定められた事由により解散する。このとき、理事が清算人となることができる。また、社員総会の議決により、社員の中から清算人を選任することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の議決を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人

又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本法人の公告は、

本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本法人の最初の代表理事（理事長）は、小林 充とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 後日、誤記等について、定款の主旨及び内容の変更を伴わない修正については、理事会の決議による。

制定	2013年5月31日	定時社員総会
改訂	2014年5月30日	定時社員総会
改訂	2015年6月26日	定時社員総会